

(証券コード 2778)  
2023年 4月26日  
(電子提供措置の開始日2023年 4月25日)

## 株 主 各 位

名古屋市中区名駅五丁目27番13号  
パレモ・ホールディングス株式会社  
代表取締役社長 福 井 正 弘

### 第38回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第38回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて「第38回定時株主総会招集ご通知」及び「第38回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <http://www.palemo.co.jp/ir/stockholders.html>



上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「株主総会」を順に選択いただきご覧ください。

また、上記のほか、東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスしていただき、銘柄名（会社名）に「パレモ」または証券コードに「2778」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択いただき、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」に掲載されている情報をご覧ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）  
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



なお、事前にインターネットまたは書面により議決権を行使いただけますので、当日ご出席されない場合は、いずれかの方法での議決権行使をお願い申し上げます。各議案の内容は、後記または電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討いただきまして、後述の「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、2023年5月17日（水曜日）午後5時45分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 2023年5月18日（木曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号  
名古屋銀行協会5階 大ホール  
(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)  
※お土産のご用意はございません。

#### 3. 目的事項

- 報 告 事 項
1. 第38期（2022年2月21日から2023年2月20日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第38期（2022年2月21日から2023年2月20日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件

#### 4. その他本招集ご通知に関する事項

電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第14条第2項の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト <http://www.palemo.co.jp/ir/stockholders.html> 及び東京証券取引所ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show> に掲載しておりますので、書面交付請求をされた株主の皆様には交付する書面には記載していません。

なお、これらは、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

①事業報告の「主要な事業内容」「主要な事業所」「従業員の状況」「会社の新株予約権等に関する事項」「会計監査人の状況」「会社の体制及び方針」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

以上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当社は、電子提供措置をとっておりますが、株主の皆様への情報提供のあり方の観点から、株主総会参考書類につきまして、本招集ご通知にも添付しております。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載しているインターネット上の各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

~~~~~

# 議決権行使 についてのご案内

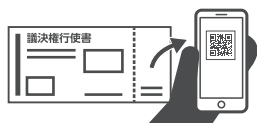
後記または電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

## 事前にご行使いただく場合

### ●「スマート行使」によるご行使●

#### 行使期限

2023年5月17日（水曜日）  
午後5時45分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては  
5頁をご覧ください。

### ●パソコン等によるご行使●

#### 行使期限

2023年5月17日（水曜日）  
午後5時45分行使分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては  
6頁をご覧ください。

### ●書面による議決権行使●

#### 行使期限

2023年5月17日（水曜日）  
午後5時45分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようにご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

## 当日ご出席される場合

### ●株主総会へ出席●



### 株主総会開催日時

2023年5月18日（木曜日）  
午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

## 重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## ● 「スマート行使」によるご行使 ●

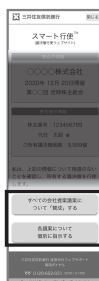
### ① スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

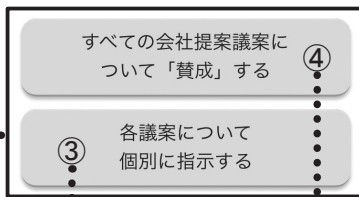


※QRコード®は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

### ② 議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

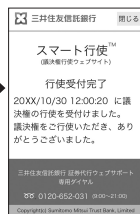


### ③ 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

### ④ 全ての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！

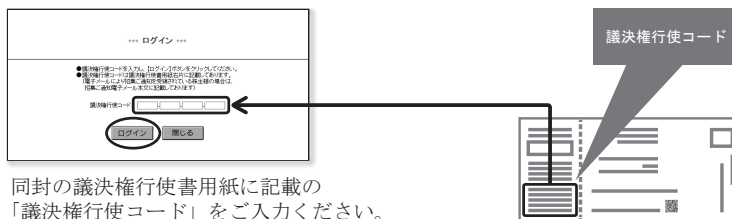
一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

## ● パソコン等によるご行使 ●

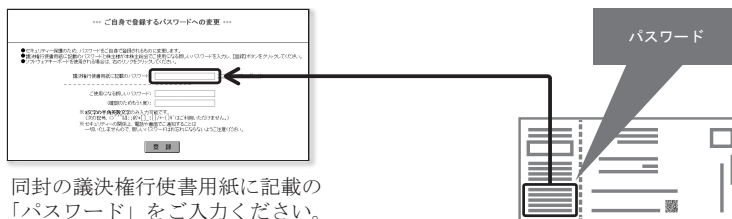
### ① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



### ② ログインする



### ③ パスワードを入力する



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

ご不明な点につきましては、  
以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使に関する  
パソコン等の操作方法について  0120-652-031 (9:00~21:00)

その他のご照会  0120-782-031 (平日9:00~17:00)

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

利益配分につきましては、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題として認識し、将来の事業拡大のための投資と経営体質強化のための内部留保の確保とのバランスを総合的に判断し、機動的な配当政策を実施することを、基本的な考えといたしております。

当期の配当につきましては、前期までの純損失計上による純資産の毀損に鑑み、事業リスクを考慮した健全な財務体質への回復を優先すべきと判断し、誠に遺憾ではございますが、普通株式につきましては無配とさせていただき、A種優先株式につきましては、定款に定めた所定の計算による配当を実施いたしたいと存じます。

当社といたしましては、現在進捗中の「中期経営計画」(事業再構築計画)を着実に実行するとともに、財務基盤の早期安定化、安定的な収益力の構築を図り、早期に普通株式の株主の皆様へ復配できるよう努めてまいります。

なお、A種優先株式に対する配当につきましては、その他資本剰余金を原資として、以下のとおり実施いたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
A種優先株式 1株につき55,000円 総額 14,575,000円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2023年5月19日

## 第2号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役5名全員は任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社普通株式の数
1	福井正弘 (1965年1月21日生)	1988年3月 株式会社鈴丹入社 2015年5月 当社社長室長 2017年5月 当社執行役員社長室長 2018年5月 当社取締役社長室長 2021年4月 当社取締役管理担当兼子会社担当 2022年5月 株式会社パレモ取締役(現任) 2022年5月 当社代表取締役社長(現任)	22,300株
<p>取締役候補者の選任理由</p> <p>福井正弘氏は、経営企画、I R等管理部門の統括として経営に携わるなど、社業全般に対する幅広い知識と豊富な経験を有しており、当社社長に就任後リーダーシップを発揮し、グループ全体の経営をけん引するなど重要な役割を果たしていることから、当社グループの持続的な企業価値向上を実現するために必要な人材として、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
2	香西雅弘 (1964年1月30日生)	1986年3月 株式会社鈴丹入社 2011年2月 同社執行役員SUZUTAN事業部長 2012年2月 当社執行役員アパレル事業本部SUZUTANディビジョン長 2014年2月 当社アパレル事業本部SUZUTAN事業部長 2016年2月 当社執行役員アパレル事業本部レギュラー事業部長 2017年2月 当社執行役員アパレル事業部長 2017年8月 株式会社パレモ執行役員アパレル事業部長 2018年5月 同社取締役アパレル事業部長 2019年2月 同社常務取締役営業担当 2020年2月 同社常務取締役営業担当兼雑貨事業部長 2021年2月 同社代表取締役社長(現任) 2021年5月 当社取締役(現任)	27,000株
<p>取締役候補者の選任理由</p> <p>香西雅弘氏は、長年にわたり店舗運営、商品企画業務に携わり、豊富な経験と知見を有しており、また子会社の社長として事業運営等重要な役割を果たしていることから、当社グループの持続的な企業価値向上を実現するために必要な人材として、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社普通株式の数
3	<p>おお  た  なお と 太 田 直 人 (1961年12月5日生)</p>	<p>1985年3月 株式会社鈴丹入社 2003年2月 当社ライムストーン事業部商品部長 2011年5月 当社執行役員アパレル事業部ジニー商品部長 2015年2月 当社執行役員アパレル事業本部長 2017年8月 株式会社パレモ取締役営業企画担当 2018年3月 株式会社ジャヴァホールディングス取締役 兼株式会社ジャヴァコーポレーション取締役 兼株式会社ベベ取締役 2018年7月 株式会社ジャヴァホールディングス取締役 兼株式会社ベル・エキブ代表取締役社長 2020年4月 株式会社ジャヴァホールディングス取締役 兼株式会社ベベ取締役 2022年2月 当社執行役員経営企画室長 2022年5月 株式会社パレモ取締役(現任) 2022年5月 当社取締役管理担当兼子会社担当(現任)</p>	7,500株
<p>取締役候補者の選任理由 太田直人氏は、店舗運営、商品仕入れ、商品管理の担当など営業部門全般に携わり、その後他社において社長を務めるなど経営に関し豊富な経験を有しており、現在管理部門を管掌し経営全般に深く関与していることから、当社グループの持続的な企業価値向上を実現していくために適切な人材として、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
4	<p>なが  た  あき お 永 田 昭 夫 (1948年9月15日生)</p>	<p>1976年3月 公認会計士登録 1988年8月 中央新光監査法人代表社員就任 2007年8月 あずさ監査法人(現有限責任あずさ監査法人)代表社員就任 2011年7月 公認会計士永田昭夫事務所開設所長(現任) 2012年6月 日本トランスシティ株式会社社外監査役(現任) 2013年5月 株式会社UCS社外監査役 2015年5月 当社社外取締役(現任) 2015年6月 竹田印刷株式会社(現竹田iPホールディングス株式会社)社外監査役 2021年6月 竹田印刷株式会社(現竹田iPホールディングス株式会社)社外取締役(監査等委員)(現任)</p>	14,500株
<p>社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割 永田昭夫氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、その長年の経験と見識によりコーポレート・ガバナンスの強化が図られるほか、株式会社鈴丹(2012年2月21日付けで当社に吸収合併)に対し、2005年2月期から2011年2月期にかけて、監査法人のサイナーとして関与した実績を有しており、当社の経営に対する様々な助言及び意見をいただいております。同氏はこれまで社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、これらのことから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は、公認会計士等の長年の経験や見識を活かし、経営陣から独立した客観的な立場から、当社の経営やガバナンス体制等に対する意見や助言を行うという役割を期待しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社普通株式の数
5	あか つか のり おき 赤 塚 憲 昭 (1946年10月13日生)	1970年4月 株式会社東海銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行 1997年5月 株式会社鈴丹取締役経営企画室長 1999年4月 株式会社東海銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）執行役員 2000年6月 株式会社トーマン代表取締役専務 2003年6月 株式会社セントラルファイナンス代表取締役常務 2003年6月 株式会社シーエフプランニング代表取締役社長 2005年6月 カネ美食品株式会社監査役 2005年6月 株式会社セントラルファイナンス代表取締役専務執行役員 2009年4月 株式会社セディナプランニング代表取締役社長 2009年4月 株式会社セディナ取締役専務執行役員 2018年5月 当社社外取締役（現任）	86株
<p>社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割</p> <p>赤塚憲昭氏は、長年にわたる企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識に加え、1997年には、株式会社東海銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）から株式会社鈴丹（2012年2月21日付けで当社に吸収合併）に出向し経営再建に導いた実績からも、当社の経営に対し、客観的立場から必要に応じて、指摘及び意見をいただいていることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験や見識を活かし、経営陣から独立した客観的な立場から、当社の経営やガバナンス体制等に対する意見や助言を行うという役割を期待しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者の永田昭夫氏及び赤塚憲昭氏は、社外取締役候補者であります。
- なお、当社は両氏を、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し、両取引所の定める独立役員として届け出ており、両氏が原案どおり再任された場合、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
- (1) 社外取締役候補者との責任限定契約について
- 当社は、永田昭夫氏及び赤塚憲昭氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金120万円と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。なお、両氏が原案どおりに再任された場合、当社は両氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
- (2) 社外取締役に就任してからの年数について
- 永田昭夫氏及び赤塚憲昭氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は本総会終結の時をもって、永田昭夫氏は8年であり、赤塚憲昭氏は5年であります。
3. 取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約について
- 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 取締役・監査役のスキルマトリックス

			取締役・監査役の有する知識・経験・能力等					
			企 業 経 営	営 業 マ ー ケ ー テ ィ ン グ	商品政策 商品管理	コンプライアンス リスクマネジメント	財 経 金	務 理 融
取締役	社内	福井正弘	○	○		○	○	○
		香西雅弘	○	○	○	○		○
		太田直人	○		○	○	○	○
	社外	永田昭夫				○	○	
		赤塚憲昭	○			○		
監査役	社内	土田新一郎		○		○		○
	社外	今枝 剛				○	○	
		川口直也				○		○

- (注) 1. 上記一覧表は、特に専門性の発揮を期待する分野を示しており、当社の取締役・監査役が有する全ての知見を表すものではありません。  
 2. 経営企画・経営戦略及び人事・ヒューマンリソースの観点は、企業経営に含まれておりません。

以 上

# 事業報告

(自 2022年2月21日)  
(至 2023年2月20日)

## I. 企業集団の現況に関する事項

### 1. 当連結会計年度の事業の状況

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響は続いたものの、行動制限が緩和されたことにより、経済活動は正常化へと近づきました。また、全国的な旅行支援策のほか水際対策の緩和によるインバウンド需要の回復も消費の回復を後押しする結果となりました。その一方で、ウクライナ情勢の長期化、円安、資源高の影響による物価上昇もあり景気後退への懸念も高まるなど、引き続き予断を許さない状況が継続いたしました。

当社グループが属する専門店業界におきましては、行動制限が緩和されたウィズコロナの定着により、外出の機会が拡大したことで、リアル店舗でのお買い物が見直されるなか、特にファッション関連の需要が回復傾向となりました。

このような状況下におきまして、当社グループは、業績の早期回復と収益体質の抜本的な改革を目的とした「中期経営計画」(事業再構築計画)を策定し、強いアパレル事業の再構築と雑貨事業の拡大による、収益の2本柱体制への事業構造改革を推進するとともに、仕入れと在庫の適正化のためのガバナンス体制の強化などの各施策を進めてまいりました。

当連結会計年度におきましては、3月後半にまん延防止等重点措置が解除されて以降、ゴールデンウィークにはコロナ禍におきまして、初めて行動制限のない状態で営業となったほか、夏シーズンは猛暑により夏物販売が好調に推移いたしました。秋以降におきましても外出需要の高まりに加え、気温の低下も順調に進んだことから、秋冬物が堅調な推移となったのに続き、年始以降は寒波の到来などで防寒アウターなどの需要も高まりました。また、新型コロナウイルス感染症は夏場の第7波、冬場の第8波と感染者が拡大する局面が幾度かありましたが、いずれも行動制限がかからないなかで、客数の大幅な落ち込みは回避される結果となりました。

このような環境のなか、アパレル事業におきましては、新たな取り組みとしてEC（ネット通販）発のZ世代向けブランド「NOEMIE」（ノエミー）のリアル旗艦店舗を10月に原宿竹下通りに新規出店し、ECとの連動性を高めることで、ブランド認知と集客を高めてまいりました。また、雑貨事業におきましては、300円均一雑貨ショップの「illusie300」（イルーシーサンマルマル）を、新規に5店舗を出店したほか、アパレル事業からの業態変更を13店舗実施するなど、積極的な事業構造改革により収益の2本柱体制への移行を推し進めてまいりました。以上のような状況から、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた前年からの反動もあり、全社の既存店売上高前年比は、109.1%となり、依然としてコロナ禍前の水準には届いておりませんが、回復基調が継続いたしました。

店舗の出退店におきましては、新規に6店舗を出店し、前年に引き続き不採算店舗を中心に103店舗を退店した結果、当連結会計年度末の店舗数は283店舗となりました。また、FC（フランチャイズ）事業につきましても1店舗を退店し8店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度におきましては、売上高175億13百万円（前年同期比2.2%減）、営業利益5億27百万円（前期は営業損失7億9百万円）、経常利益は5億80百万円（前期は経常損失6億74百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、5億62百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失13億93百万円）となりました。

## (2) 事業セグメント別の売上高の状況

事業セグメント	第38期（当連結会計年度）		前連結会計年度 対比率（%）
	売上高（千円）	構成比（%）	
店舗小売事業	16,476,810	94.1	△2.2
FC事業	331,189	1.9	△10.1
その他事業	705,598	4.0	1.6
合計	17,513,597	100.0	△2.2

(注) 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度から適用しております。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

## 2. 設備投資の状況

当連結会計年度は、総額1億93百万円の投資を行いました。

このうち店舗新設に伴う建物・設備に63百万円、新設店舗賃借に係る保証金として47百万円、既存店の改装及びシステム投資等に81百万円の投資を行っております。これらに必要な設備投資資金は自己資金及び借入金により充当しております。

なお、当連結会計年度における当社グループの店舗展開は、illusie300（イルーシーサンマルマル）八尾アリオ店をはじめとする6店舗を新規出店、業態変更による既存店舗活性化のため13店舗を改装、不採算店等103店舗を退店したことにより、期末店舗数は283店舗となりました。

## 3. 資金調達の状況

当連結会計年度におきまして、2022年5月12日開催の第37回定時株主総会にて決議され、近畿中部広域復興支援投資事業有限責任組合を割当先とする、第三者割当によるA種優先株式を発行し、2022年6月30日に2億65百万円の資金を調達いたしました。

## 4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

## 5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## 6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## 7. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## 8. 対処すべき課題

今後対処すべき課題は、次のとおりであります。

### (1) 事業構造改革の推進

当社グループは、新型コロナウイルス感染症の発生以前におけるアパレル事業依存型のビジネスモデルから脱却することは、継続して黒字を計上し経営基盤の安定化を実現するうえで最も重要な課題と考えております。

当連結会計年度より取り組んでおります「中期経営計画」（事業再構築計画）に則り、これまで順調に業績を伸ばしてきた300円均一雑貨ショップ「illusie300」（イルーシーサンマルマル）の拡大を継続していくとともに、強いアパレル事業の復活を実現するために、新型コロナウイルス感染症の収束が進むなかでの人流回復に合わせたMD（マーチャンダイジング）改革をさらに推進することで、収益の二本柱体制を確立してまいります。

### (2) ガバナンス体制の強化とオペレーション改革の推進

当社グループを取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の影響が縮小し経済活動の正常化が進む一方で、エネルギー価格をはじめとする物価高騰に加え、人手不足による賃金上昇圧力の高まりなど、引き続き先行き不透明な状況が継続するものと考えます。このような環境のなかで当社グループといたしましては、ガバナンスを効かせた仕入及び在庫コントロールを機能させる体制の強化と運用の徹底を継続するとともに、原価の上昇に伴う適切な価格転嫁への対応を強化してまいります。また、販売サービスレベルの向上と店舗運営の効率化を実現するために、デジタルツールの導入をはじめとする、様々なオペレーション改革にも取り組んでまいります。

### (3) 成長事業への投資と人財育成

当社グループが黒字化を果たし永続的安定成長を遂げていくためには、多様化する消費者ニーズやマーケットニーズを的確にとらえた新たな業態やブランドにチャレンジするため、リアル店舗の新規出店と並行して、EC（ネット通販）事業の販路拡大にも積極的に取り組んでいく必要があると考えます。

また、業界を問わず人手不足が深刻化しているなかにおきましては、店長をはじめとする販売スタッフのほか、新たな事業に挑戦できる人財の確保が重要な課題と考えております。従いまして、中途採用も含めた採用活動を強化するとともに、より多くの従業員が活躍できる場を広げ、次世代リーダーの育成にも注力してまいります。

#### (4) 資金繰りの安定化

当社グループは、前連結会計年度におきまして、営業損失7億9百万円、経常損失6億74百万円、親会社株主に帰属する当期純損失13億93百万円を計上し、前連結会計年度末の連結貸借対照表の純資産額は4億18百万円、自己資本比率4.2%となりました。当連結会計年度におきましては、「中期経営計画」(事業再構築計画)の推進により、営業利益5億27百万円、経常利益5億80百万円、親会社株主に帰属する当期純利益5億62百万円を計上し、当連結会計年度末の連結貸借対照表の純資産額は12億45百万円、自己資本比率は14.1%にまで回復しました。しかしながら、当連結会計年度末におきまして流動負債合計は69億59百万円であり、流動資産合計56億9百万円を超過しており、このような状況から当連結会計年度末におきましては、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループでは、当該状況の解消並びに資金繰りの安定化のため、引き続き取引金融機関各社と緊密な関係を維持し、建設的な協議を継続するとともに、現在取り組んでいる「中期経営計画」(事業再構築計画)を推し進めることで、今後も継続的な支援が得られるよう注力してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### 9. 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

項 目	第 35 期	第 36 期	第 37 期	第 38 期
	(自 2019年2月21日 至 2020年2月20日)	(自 2020年2月21日 至 2021年2月20日)	(自 2021年2月21日 至 2022年2月20日)	(当連結会計年度 自 2022年2月21日 至 2023年2月20日)
売 上 高	24,084,286	18,257,361	17,907,189	17,513,597
経常利益又は経常損失(△)	494,822	△1,321,812	△674,885	580,365
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	350,300	△1,880,926	△1,393,794	562,003
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	29円09銭	△157円00銭	△116円88銭	46円82銭
総 資 産	11,677,558	9,992,916	9,218,333	8,769,026
純 資 産	3,775,285	1,808,466	418,479	1,245,509

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度から適用しております。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、第37期以前について新たな表示方法により組替えを行っておりません。



## 10. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社パレモ	10百万円	100%	レディースアパレル、バラエティ雑貨、バッグの専門店チェーン

(注) 当事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

## 11. 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社愛知銀行	600,000千円
株式会社名古屋銀行	600,000千円
株式会社りそな銀行	550,000千円
株式会社みずほ銀行	500,000千円
株式会社大垣共立銀行	400,000千円
株式会社京都銀行	250,000千円
株式会社商工組合中央金庫	200,000千円
株式会社日本政策金融公庫	200,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	187,500千円

## II. 会社の株式に関する事項

### 1. 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数			合計株式 持株比率
	普通株式	A種優先 株式	合計株式	
株 式 会 社 西 松 屋 チ ョ ー ン	2,087,242株	—	2,087,242株	17.35%
BNY GCM ACCOUNTS M NOM	796,412株	—	796,412株	6.62%
トラストワークスプランニング株式会社	285,800株	—	285,800株	2.37%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	275,000株	—	275,000株	2.28%
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	245,200株	—	245,200株	2.03%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	242,900株	—	242,900株	2.01%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	210,600株	—	210,600株	1.75%
パ レ モ 従 業 員 持 株 会	195,070株	—	195,070株	1.62%
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	176,700株	—	176,700株	1.46%
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	156,700株	—	156,700株	1.30%

（注）持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式24,116株を除く。）の総数に対する割合であります。

### 2. その他株式に関する重要な事項

- |              |         |             |
|--------------|---------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 普通株式    | 27,350,000株 |
|              | A種優先株式  | 10,000株     |
| (2) 発行済株式の総数 | 普通株式    | 12,051,384株 |
|              | （うち自己株式 | 24,116株）    |
|              | A種優先株式  | 265株        |
| (3) 株主数      | 普通株式    | 9,339名      |
|              | A種優先株式  | 1名          |

（注）2022年6月30日を払込期日とする第三者割当によるA種優先株式265株の発行により、発行済株式の総数は前期末より265株増加しております。

### Ⅲ. 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役及び監査役の氏名等（2023年2月20日現在）

氏 名	地 位	担 当	重要な兼職の状況等
福 井 正 弘	代表取締役社長		株式会社パレモ取締役
香 西 雅 弘	取 締 役		株式会社パレモ代表取締役社長
太 田 直 人	取 締 役	管理担当兼子会社担当	株式会社パレモ取締役
永 田 昭 夫	取 締 役		公認会計士永田昭夫事務所所長 日本トランスシティ株式会社社外監査役 竹田印刷株式会社社外取締役 (監査等委員)
赤 塚 憲 昭	取 締 役		
土 田 新 一 郎	常 勤 監 査 役		株式会社パレモ監査役
今 枝 剛	監 査 役		公認会計士今枝会計事務所所長 税理士法人クロスブレイン代表社員 ナトコ株式会社社外監査役 ジャパンマテリアル株式会社社外取締役 (監査等委員)
川 口 直 也	監 査 役		川 口 法 律 事 務 所 所 長

- (注)1. 取締役のうち永田昭夫氏及び赤塚憲昭氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、取締役永田昭夫氏及び赤塚憲昭氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し、両取引所の定める独立役員として届け出ております。
3. 監査役のうち今枝 剛氏及び川口直也氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 当社は、監査役今枝 剛氏及び川口直也氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し、両取引所の定める独立役員として届け出ております。
5. 監査役今枝 剛氏は、公認会計士、税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また監査役川口直也氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当事業年度中に就任した取締役  
2022年5月12日開催の第37回定時株主総会において、新たに太田直人氏が取締役に選任され、就任いたしました。
7. 当事業年度中に退任した取締役  
2022年5月12日開催の第37回定時株主総会終結の時をもって、取締役吉田 馨氏は任期満了により退任いたしました。
8. 取締役永田昭夫氏の重要な兼職先である竹田印刷株式会社は、2023年4月1日付で、竹田 i Pホールディングス株式会社に変更しております。

## 2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役永田昭夫氏及び赤塚憲昭氏並びに社外監査役今枝 剛氏及び川口直也氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金120万円と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

## 3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役及び執行役員並びに子会社の役員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

## 4. 取締役及び監査役の報酬等

### (1) 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

#### ①基本方針

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は、当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては、個々の取締役の職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等としての株式報酬型ストックオプションにより構成し、監督機能を担う非業務執行取締役及び社外取締役については、その職務に鑑み、月例の固定報酬のみを支払うこととしております。なお、監査役の報酬等につきましては、監査役の協議により決定しております。

②基本報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位・職責に応じて、当社の業績や従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

③業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の業績連動報酬等は、当社グループの営業成績を端的に表す連結営業利益を業績指標として採用し、連結営業利益の目標達成率に応じて個人別の報酬等の額を算出しております。業績連動報酬等は、賞与として毎年、一定の時期に支給するものとしております。

④非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額もしくは数又はその算定方法の決定に関する方針

当社は、業績向上の意欲を高めるため株式報酬型ストックオプション（非金銭報酬等）を採用し、取締役の役位・職責に応じて定時株主総会終結後の一定の時期に付与しております。

⑤基本報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の業績連動報酬等は、取締役の個人別の固定報酬の概ね1割以上4割以下になるよう設計しております。また、各報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合は、当社の企業価値向上に向けたインセンティブとなるよう、個々の取締役の職責等も踏まえて適切に設定しております。なお、業績連動報酬制度は、非業務執行取締役及び社外取締役並びに監査役は対象としておりません。

(2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬の限度額は、2007年5月11日開催の第22回定時株主総会決議において年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役については年額50百万円以内とされております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は1名）、監査役の員数は3名（うち、社外監査役は2名）です。また、当該報酬の枠内においては株式報酬型ストックオプションを取締役については年額30百万円以内、監査役については年額5百万円以内として支給することを、2018年5月17日開催の第33回定時株主総会で決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は2名）、監査役の員数は4名（うち、社外監査役は2名）です。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

株主総会決議に基づく報酬総額の限度内で代表取締役社長が前事業年度の実績と役位に応じた原案を策定し、報酬委員会において、取締役の個別の報酬等の内容にかかる方針に基づき審議及び決定し、取締役会に報告しており

ます。取締役の個人別報酬等の決定を報酬委員会に委任する理由は、報酬委員会が、独立かつ客観的な見地から評価、検討ができ、ガバナンスの強化が図れることから委任いたしました。

報酬委員会のメンバーは、福井正弘（代表取締役）、永田昭夫（社外取締役）、赤塚憲昭（社外取締役）であります。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、原案について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、取締役会で決議された決定方針との整合性等、多角的な検討を行うとともに、監査役会の意見収集の結果を尊重しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		固定報酬	ストック オプション	業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	30,054千円 (2,952千円)	30,054千円 (2,952千円)	— ( — )	—	6名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	11,928千円 (2,952千円)	11,928千円 (2,952千円)	— ( — )	—	3名 (2名)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 当事業年度末現在の人員は、取締役5名（うち社外取締役2名）、監査役3名（うち社外監査役2名）であります。上記支給人員と相違しているのは、2022年5月12日開催の第37回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれているためであります。

#### 5. 社外役員に関する事項

##### (1) 社外役員の重要な兼職の状況

区分	氏名	重要な兼職先等
社外取締役	永田昭夫	公認会計士永田昭夫事務所 所長
		日本トランスシティ株式会社 社外監査役
		竹田印刷株式会社 社外取締役（監査等委員）
社外監査役	今枝剛	公認会計士今枝会計事務所 所長
		税理士法人クロスブレイン 代表社員
		ナトコ株式会社 社外監査役
社外監査役	川口直也	川口法律事務所 所長

- (注) 1. 上記兼職先と当社との間に、重要な取引その他の関係はありません。  
 2. 取締役永田昭夫氏の重要な兼職先である竹田印刷株式会社は、2023年4月1日付で、竹田iPホールディングス株式会社に商号変更をしております。

(2) 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	主な活動状況
永田 昭夫	当事業年度開催の取締役会14回すべてに出席	—	取締役会の議案審議等において、公認会計士等の長年の経験と見識に基づき、必要な発言を適宜しており、経営陣から独立した客観的な立場から、経営やガバナンス体制等に対する意見や助言を行うという、期待された役割を果たしております。
赤塚 憲昭	当事業年度開催の取締役会14回すべてに出席	—	取締役会の議案審議等において、長年にわたる企業の経営者としての豊富な経験と見識に基づき、必要な発言を適宜しており、経営陣から独立した客観的な立場から、経営全般に関する事項を中心に、意見や助言を行うという、期待された役割を果たしております。
今枝 剛	当事業年度開催の取締役会14回中13回に出席	当事業年度開催の監査役会14回中13回に出席	取締役会の議案審議等において、公認会計士、税理士としての経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。 また監査役会においても、税務、財務等について適宜発言を行っております。
川口 直也	当事業年度開催の取締役会14回すべてに出席	当事業年度開催の監査役会14回すべてに出席	取締役会の議案審議等において、弁護士としての専門的見地に基づき、適宜発言を行っております。 また監査役会においても、法務全般等について、適宜発言を行っております。

(4) 社外役員の報酬等の総額等

	人員	当社からの報酬等の総額
社外役員の報酬等の総額等	4名	5,904千円

(注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連 結 貸 借 対 照 表

(2023年2月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,609,841	流 動 負 債	6,959,566
現 金 及 び 預 金	3,044,721	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	635,889
売 掛 金	138,203	電 子 記 録 債 務	1,874,507
預 け 金	661,419	設 備 関 係 電 子 記 録 債 務	11,479
商 品	1,455,424	短 期 借 入 金	2,350,000
貯 蔵 品	23,027	1年以内返済予定の長期借入金	1,137,500
1年内回収予定の差入保証金	250,932	未 払 金	122,515
そ の 他	36,112	未 払 費 用	493,949
		未 払 法 人 税 等	13,327
		未 払 消 費 税 等	165,034
		預 り 金	86,200
		賞 与 引 当 金	22,200
固 定 資 産	3,159,184	資 産 除 去 債 務	43,906
( 有 形 固 定 資 産 )	927,494	そ の 他	3,056
建 物	804,369	固 定 負 債	563,950
器 具 及 び 備 品	122,905	資 産 除 去 債 務	553,778
建 設 仮 勘 定	220	長 期 未 払 金	10,171
( 無 形 固 定 資 産 )	62,436	負 債 合 計	7,523,516
ソ フ ト ウ ェ ア	61,895	( 純 資 産 の 部 )	
そ の 他	541	株 主 資 本	1,232,342
( 投 資 そ の 他 の 資 産 )	2,169,253	資 本 金	100,000
投 資 有 価 証 券	4,800	資 本 剰 余 金	2,249,217
長 期 前 払 費 用	25,782	利 益 剰 余 金	△1,111,874
差 入 保 証 金	2,000,365	自 己 株 式	△5,000
繰 延 税 金 資 産	139,733	新 株 予 約 権	13,166
そ の 他	3,984	純 資 産 合 計	1,245,509
貸 倒 引 当 金	△5,411	負 債 純 資 産 合 計	8,769,026
資 産 合 計	8,769,026		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



## 連 結 損 益 計 算 書

(自 2022年2月21日)  
(至 2023年2月20日)

(単位：千円)

科 目	金	額
I 売 上 高		17,513,597
II 売 上 原 価		8,372,183
売 上 総 利 益		9,141,414
III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,614,396
営 業 利 益		527,017
IV 営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	122	
債 務 勘 定 整 理 益	12,417	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	78,559	
補 助 金 収 入	1,460	
そ の 他	11,548	104,108
V 営 業 外 費 用		
支 払 利 息	45,957	
支 払 手 数 料	35	
そ の 他	4,767	50,760
経 常 利 益		580,365
VI 特 別 利 益		
雇 用 調 整 助 成 金	2,137	
貸 借 契 約 解 約 損 戻 入 益	15,407	17,545
VII 特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	19,646	
減 損 損 失	89,980	
休 業 手 当	2,059	
貸 借 契 約 解 約 損	16,447	
災 害 に よ る 損 失	4,258	132,392
税金等調整前当期純利益		465,518
法人税、住民税及び事業税	13,952	
法人税等調整額	△110,437	△96,484
当期純利益		562,003
親会社株主に帰属する当期純利益		562,003

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2023年2月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>4,057,714</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,558,597</b>
現金及び預金	2,707,684	設備関係電子記録債務	8,250
預け金	661,419	短期借入金	2,350,000
貯蔵品	503	1年内返済予定の長期借入金	737,500
前払費用	16,048	未払金	217,959
未収入金	420,848	未払費用	139,043
1年内回収予定の差入保証金	250,932	未払法人税等	625
その他	277	未払消費税等	27,371
		預り金	32,141
<b>固定資産</b>	<b>3,049,566</b>	賞与引当金	1,800
(有形固定資産)	926,517	資産除去債務	43,906
建物	804,248	<b>固定負債</b>	<b>2,291,783</b>
器具及び備品	122,048	資産除去債務	552,478
建設仮勘定	220	長期未払金	10,171
		関係会社事業損失引当金	1,729,132
(無形固定資産)	50,362	<b>負債合計</b>	<b>5,850,380</b>
ソフトウェア	50,362	(純資産の部)	
		株主資本	1,243,733
(投資その他の資産)	2,072,687	資本金	100,000
投資有価証券	4,800	資本剰余金	2,249,217
関係会社株	40,000	資本準備金	100,000
出資金	770	その他資本剰余金	2,149,217
従業員長期貸付金	567	利益剰余金	△1,100,483
関係会社長期貸付金	1,300,000	その他利益剰余金	△1,100,483
長期前払費用	25,782	繰越利益剰余金	△1,100,483
繰延税金資産	10,106	自己株式	△5,000
差入保証金	1,993,426	新株予約権	13,166
店舗賃借仮勘定	1,000	<b>純資産合計</b>	<b>1,256,900</b>
その他の	50	<b>負債純資産合計</b>	<b>7,107,281</b>
貸倒引当金	△1,303,816		
<b>資産合計</b>	<b>7,107,281</b>		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(自 2022年2月21日  
至 2023年2月20日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 営 業 収 入	3,660,000
営 業 総 利 益	3,660,000
II 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,127,456
営 業 利 益	532,543
III 営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	121
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	78,417
そ の 他	2,296
営 業 外 収 益	80,835
IV 営 業 外 費 用	
支 払 利 息	45,957
支 払 手 数 料	35
そ の 他	1,177
経 常 利 益	47,170
V 特 別 利 益	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 戻 入 額	124,740
特 別 利 益	124,740
VI 特 別 損 失	
固 定 資 産 処 分 損	19,646
減 損 損 失	89,980
賃 貸 借 契 約 解 約 損	6,458
特 別 損 失	116,085
税 引 前 当 期 純 利 益	574,863
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,250
法 人 税 等 調 整 額	△19,813
当 期 純 利 益	593,426

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2023年4月4日

パレモ・ホールディングス株式会社

取締役会御中

五十鈴監査法人

本部・津事務所

指 定 社 員 公認会計士 下 津 和 也  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 端 地 忠 司  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、パレモ・ホールディングス株式会社の2022年2月21日から2023年2月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パレモ・ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において、営業損失709,581千円、経常損失674,885千円、親会社株主に帰属する当期純損失1,393,794千円を計上している。また、当連結会計年度末において、流動負債合計が流動資産合計を超過している状況があり、短期借入金及び1年内返済予定の長期借入金の返済期日は2023年5月19日となっている。

以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2023年4月4日

パレモ・ホールディングス株式会社  
取締役会御中

五十鈴監査法人

本部・津事務所

指 定 社 員 公認会計士 下 津 和 也  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 端 地 忠 司  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、パレモ・ホールディングス株式会社の2022年2月21日から2023年2月20日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度において、経常損失997,949千円、当期純損失3,414,583千円を計上している。また、会社グループの流動負債合計が流動資産合計を超過している状況にあり、短期借入金及び1年内返済予定の長期借入金の返済期日は2023年5月19日となっている。

以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。



・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年2月21日から2023年2月20日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。  
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び使用人等並びに五十鈴監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人五十鈴監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人五十鈴監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年4月5日

パレモ・ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役

土田 新一郎 ㊞

監査役（社外監査役）

今 枝 剛 ㊞

監査役（社外監査役）

川 口 直 也 ㊞

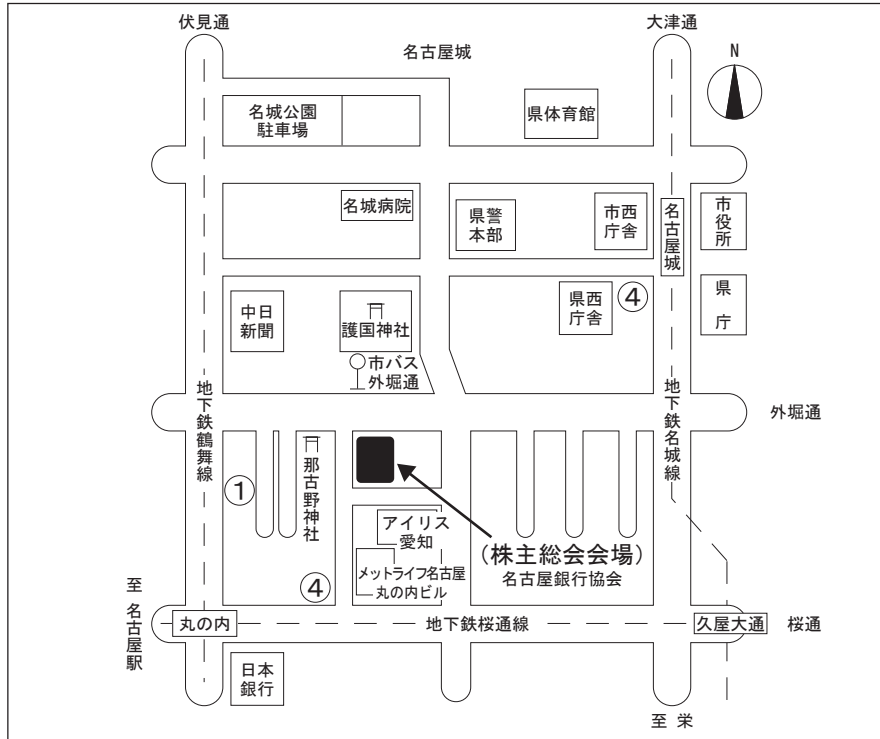
以 上

## 株主総会会場ご案内図

株主総会は名古屋銀行協会 5階大ホールで開催いたしますので、ご出席の際は下記の案内図をご参照ください。

所在地 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号 電話 (052) 231-7851

〔受付開始予定時刻〕 当日午前9時



### 〔交通機関〕

地下鉄— 桜通線「丸の内駅」④番出口より徒歩6分  
鶴舞線「丸の内駅」①番出口より徒歩6分  
名城線「名古屋城駅」④番出口より徒歩8分

市バス— 名古屋駅8番のりば「外堀通」下車すぐ

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。